

佐野市立学校給食センター調理・配送等業務委託

プロポーザル実施説明書

令和4年1月

佐野市教育委員会 学校教育課

佐野市立学校給食センター調理・配送等業務委託に係る
プロポーザル実施説明書

1 業務の内容

(1) 業務名 佐野市立学校給食センター調理・配送等業務委託

(2) 業務の目的

学校給食の質を維持・向上し、安全・安心でおいしい給食を子どもたちに提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を有する民間事業者を選定し、民間活力の活用と、将来にわたって安定して学校給食の提供をすることを目的とする。

(3) 評価方式 公募型プロポーザルを行い、提案書等の内容について総合的に評価する。

(4) 業務内容 「佐野市立学校給食センター調理・配送等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に掲げる業務

(5) 履行場所 南部学校給食センター及び北部学校給食センター

(6) 履行期間 契約締結日から令和9年7月31日まで。ただし、契約締結日から令和4年7月31日までは準備期間とする。

2 プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由

本業務は、学校給食の質を維持・向上し、安全・安心でおいしい給食を子どもたちに提供することが非常に重要となる。業務の実施に当たり、安全・安心でおいしい給食の提供を実現するため、価格による競争ではなく、業務に対する事業実績や衛生管理体制、危機管理体制、食物アレルギー対応食実施体制等、食の安全に対するノウハウ等が重要となることから、プロポーザル方式により契約候補者を特定するものである。

3 提案限度価格等

(1) 提案限度価格

本業務に関する費用は、1,346,342,800円(消費税込み)以内とする。但し、各年度にかかる支払いの限度額は、次のとおりとする。(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和4年度 179,512,400円

令和5年度～令和8年度(合計) 1,077,074,240円

令和9年度 89,756,160円

(2) 最低制限価格 無

4 提案参加資格

応募する事業者は、次の条件をすべて満たす者とする。

(1) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な資力を有していること。

(2) 1日4,000食以上の学校給食調理施設での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理・配送等業務契約を締結していること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当するものでないこと。
- (4) 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和3・4年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿で、「大分類U（その他の役務の提供）」のうち「小分類8（その他の役務の提供）」に登録されている者で、学校給食調理業務の取扱いがあること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 直近の2年間に、法人市民税、法人県民事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 評価基準

評価項目及び配点は次のとおりとし、200点を満点とする。

評価項目	評価の視点	配点
1 企業概要及び財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の規模・経営状況 ・将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤 	10点
2 業務の実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食共同調理場における調理・配送等業務実績 	10点
3 給食に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・安全でおいしい給食を提供するための理念・方針とその実現に向けた取組等 ・教育の一環としての学校給食をよく理解し、食育推進の提案や学校との連携等 	20点
4 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・作業工程表、作業動線図の考え方 ・給食の安定的な業務提供への取組み 	10点
5 人員配置体制	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制及び配置人員（業務責任者、栄養士等の配置含む） ・配置者の資格・経験年数等 ・地元採用計画 ・従事者の休暇時等における代替者確保体制 	30点
6 衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の衛生管理対策や考え方、指導・検査体制 ・従事者の健康管理対策等 	30点
7 危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒や異物混入等防止対策及び発生時の対処体制 ・生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入し保障体制 ・災害時の体制及び事故発生時における緊急対応 	30点
8 食物アレルギー対応食実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー調理対応体制 ・食物アレルギー事故防止対策 	20点

9 研修・事前準備体制	・業務従事者に対する指導及び研修計画 ・業務開始準備の日程及び工程	10点
10 その他	・仕様書に基づいた提案がされているか ・上記項目のほか、特に事業者としてPRしたいこと	10点
11 見積金額及び積算内訳	・配置人員の妥当性 ・見積金額と経費負担内訳の妥当性	20点
合 計		200点

(2) 順位の確定方法

提案書の特定は、評価項目による評価の結果、評価点数の高い者を最優秀者とします。各者の評価点数は、各委員の点数を合算し、平均した点数とします。最も高い評価点数を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は、次のアからウの選考過程により最終順位を確定し、最優秀者とします。なお、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に最優秀者とする。

ア (1) 「評価基準」の「4 業務実施体制」「5 人員配置体制」「6 衛生管理体制」「7 危機管理体制」「8 食物アレルギー対応食実施体制」の合計点が最も高い者

イ アに該当する者が複数ある場合は、経費見積額が最も低い者

ウ 上記によりがたい場合は、委員会の協議により決定した者

(3) 基準点

各項目（コストに関する項目を除く）6割以上の得点を有し、かつ、評価点数の70%以上の得点である140点以上とする。

6 本プロポーザルのスケジュール

実施内容	実施時期（令和3年度）
実施手続き開始の公告、説明書の交付	1月12日（水）
参加表明書の提出期限	1月21日（金）
質問受付	1月12日（水）～1月18日（火）
質問回答(予定)	1月20日（木）
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知(予定)	2月 7日（月）
提案書の提出期限	3月 9日（水）
プレゼンテーション及び質疑応答(予定)	3月22日（火）
特定・非特定通知書の通知	3月下旬
契約締結	3月下旬

7 プロポーザルの事務手順

(1) 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

ア 参加表明書の作成様式

- ① 参加表明書（別記様式第1号）
- ② 参加資格要件確認表（別記様式第2号）

- ③ 提案企業概要調書（別記様式第3号）
- ④ 過去5年間の同種の業務実績（別記様式第4号）

イ 記載上の留意事項

- ① 各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること
- ② 実績については、過去5年以内の同種または類似の業務実績を記入すること

ウ 問合せ先（担当課）

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
 佐野市教育委員会 教育総務部 学校教育課 学校給食係
 TEL 0283-20-3107(直通)
 FAX 0283-20-3032
 e-mail : gakkoukyuusyoku@city.sano.lg.jp

※参加表明に関する質問については、電子メールにより問い合わせること。

(2) 参加表明書の提出期限及び提出方法

- ア 提出期限 令和4年1月21日(金)午後5時15分まで（必着）
- イ 提出場所 7(1)ウに同じ。
- ウ 提出方法 持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。持参による場合は、休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出すること
- エ 提出部数 参加表明書等の提出部数は、正1部、副12部とする。なお、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、契約書の写しを、正に1部添付すること

(3) 提案書の提出者に要求される資格要件及び提案書の提出者を選定するための基準と通知

評価要件	評価事項
1 資格要件	当該業務において設定された提案書の提出者に要求される資格要件を満たしているかどうか
2 同種同業務の業務実績	学校給食共同調理場における調理・配送業務に対して十分な実績があるか

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの本説明書4の提案参加資格を満たす者であるかを確認（上表1）し、合わせて上表の2を評価の上、その結果を次のとおり通知する。

- ア 確認を行った結果、提案書の提出者として選定された者に対しては、提案書の提出者に選定された旨とプロポーザル参加要請を書面により通知する。
- イ 上記アの通知を受けた者は、提出意思確認書（別記様式第5号）を提出するものとする。なお、提出場所及び提出期限は以下のとおり。
- ウ 提出場所 7(1)ウと同じ。
- エ 提出期限 令和4年2月14日(月)午後5時15分（必着）

オ 参加表明書提出後、参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。提出期限までに企画提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

(4) 非選定理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は通知をした日の翌日から起算して7日（佐野市の休日を含める条例（平成17年佐野市条例第2号）に規定する休日を含めない。）以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

① 受付場所 7（1）ウと同じ。

② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行う。

(5) 本実施説明書に関する説明会及び現地見学会

ア 日 時 令和4年1月17日（月）

午後1時30分～午後4時30分（予定）（受付開始は午後1時）

イ 場 所 1（5）に同じ。※集合場所は北部学校給食センターとする。

ウ 留意事項

① 参加希望者は見学会参加申込書（別記様式第6号）を令和4年1月14日（金）午後5時15分までに、FAX又は電子メールにて連絡すること。

連絡先は7（1）ウに同じ。

② 参加人数は、1事業者につき2名までとする。

③ 説明会では、原則として募集要項等の配布はしないので、各自持参すること。

④ 現地見学会の参加にあたっては、参加希望者の細菌検査結果の原本またはコピー（説明会から1カ月以内に実施したもの）を持参すること。また、白衣・帽子・マスク・靴（汚染区域用・非汚染区域用）は各自用意すること。

(6) 提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

ア 提案書（別記様式第7号）

表紙、目次及びページ番号を付すほか、別添仕様書に基づき、次に掲げる項目に対して提案書を作成すること。

提案書は、日本工業規格「A4版」横書き左綴じを基本とすること。図表等を使用する場合において、「A3版」を使用するときには、折り綴じること。また、ロゴマークの使用を含め、会社名がわかるような記述をしないこと。

① 企業概要及び財務状況調書（別記様式第8号）

② 給食に対する考え方について（別記様式第9号）

③ 業務実施体制（別記様式第10号）

- ④人員配置体制（別記様式第11号）
- ⑤衛生管理体制（別記様式第12号）
- ⑥危機管理体制（別記様式第13号）
- ⑦食物アレルギー対応食実施体制（別記様式第14号）
- ⑧研修・事前準備体制（別記様式第15号）
- ⑨その他（別記様式第16号）
- ⑩見積金額（別記様式第17号）

イ 留意事項

- ①当該業務の評価項目に照らし、提案書は可能な限り簡素で分かりやすいものとし、頁数の制限等を守ること。
- ②見積書等は事業を運営する上で必要となる、人件費・消耗品費等の支出項目が分かるように具体的に記載すること。
- ③提案書は、提出後の差し替え、追加はできないものとする。

ウ 問合せ先 7（1）ウに同じ。

（7）提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和4年3月9日（水）午後5時15分まで（必着）

イ 提出場所 7（1）ウに同じ。

ウ 提出方法 持参とし、その他の方法による提出は一切認めない。

エ 提出部数 提案書等の提出部数は、正1部、副12部とする。なお、別記様式第4号及び添付書類は、正に1部添付すること

オ 提出書等の作成及び提出上の留意事項

- ① 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては複製する。
- ② 提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認めない。

（8）説明書及び仕様書等に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

ア 質問の内容

質問の内容は、本説明書及び仕様書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

イ 受付期間

公告の日から令和4年1月18日（火）午後5時15分まで（必着）

ウ 提出方法

- ① 質問・質問回答書（別記様式第18号）を用いること。
- ② 持参又は郵送、FAXもしくは電子メールにより提出するものとし、電子メール以外の方法で提出した場合は、同内容を電子メールに添付して送付すること
- ③ 持参による場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること
- ④ 電話による問合せは受け付けない。

エ 受付場所 7（1）ウに同じ。

オ 回答方法

回答は、令和4年1月20日（木）までに、市ホームページに掲載する。

(9) プレゼンテーション及び質疑応答

ア 日時 令和4年3月22日（火）（予定）

※詳細な日時等については、「提案書の提出者の選定等通知」により連絡する。

イ 場所 佐野市役所会議室（予定）

ウ 実施方法

- ① プレゼンテーションは20分、質疑応答は10分、合計30分を目安とする。
- ② プレゼンテーションは非公開とする。
- ③ プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことは可とする。（必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは本市が用意する。その他パソコン等は各自持参すること。）
- ④ プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。
- ⑤ プレゼンテーションの参加者は、業務主任者及び機器操作者を含む3名までとし、プレゼンテーション審査説明員の役職及び氏名を提案書提出時に届け出るものとする。
- ⑥ プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来場しない場合は、辞退したものとみなす。

(10) 提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書、プレゼンテーション等により提案内容を評価し、その結果を次のとおり通知する。

ア 提出された提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知する。

イ 提出された提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。

ウ 上記イの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。

- ① 受付場所 7(1)ウと同じ。
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（休日を除く）

エ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

(11) 契約等に関する事項

ア 契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できな

い場合には、次点者を契約の相手方として再特定するものとする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して失格となったとき
- ④ 最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき
- ⑤ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑥ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

イ 委託契約金額

委託契約金額は、特定された提案内容・見積額を基に細部について、市と打合せを行い、予算の範囲内で受注業務内容及び契約金額を決定する。

また、支払いは毎月払いとし、契約保証金は免除する。

(12) 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

ア 提案書等が提出期限までに提出されない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本説明書4に定める資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合

エ その他本説明書の定めに反した場合

オ 本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

(13) その他の留意事項

ア 本プロポーザルに係る提案内容の評価及び契約候補者の特定は、「佐野市立学校給食センター調理・配送等業務委託評価委員会」において行う。

イ 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とする。

エ 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

オ 提出された提案書等は返却しない。

カ 本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとする。公表する内容は、プロポーザル参加者名、特定された者の名称及び住所、総合評価点とする。

キ 提案書に記載した予定技術者は、病気、死亡、退職等のきわめて特別な場合を除き、変更できないものとする。

ク 本要領に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定めるものとする。